

「令和6年度北九州市立高等学校生徒寮管理運営業務委託」 プロポーザル実施説明書

1. 業務内容等

- (1)名称 令和6年度北九州市立高等学校生徒寮管理運営業務委託
- (2)契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (3)目的・業務内容 別紙「仕様書」の通り

2. 業者選定 公募型プロポーザル方式

3. 事業に係る予算上限額 21,358,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4. 参加資格

単独企業又はグループで参加できるものとする。

参加者の資格要件は次の(1)～(4)、またグループの場合(1)～(7)の要件を満たすものとする。

- (1) 企画提案した事業の実施が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 単独で応募した法人は、他で応募するグループの構成員にならないこと。
- (6) グループの構成員は、単独での応募又は他のグループの構成員として、重複して応募しないこと。
- (7) グループで応募する場合は、代表する法人を定めること。

5. 実施スケジュール ※説明会は実施しません

- (1) 質問書受付期間 令和6年3月14日(木)～令和6年3月19日(火)
- (2) 参加申込書提出期限 令和6年3月22日(金)17時
- (3) 企画提案書受付期限 令和6年3月26日(火)12時
- (4) 試食会・審査委員会開催 令和6年3月27日(水)
- (5) 結果公表 令和6年3月29日(金)

6. 質問の受付・回答

質問票(様式1)に記入の上、下記担当者まで電子メールで提出してください。なお、送信後、電話により受信の確認を行うこと。

回答は令和6年3月21日(木)までに北九州市ホームページの本実施説明書掲載ページ内に掲載します。

※受付期間 令和6年3月14日(木)～令和6年3月19日(火)午後5時まで

7. 参加申込

参加意向の確認のため、「参加申込書(様式2)」に記入の上、下記担当者まで電子メールで提出してください。

※受付期間 令和6年3月22日(金)午後5時まで

なお、グループで参加の場合は「グループ構成表(様式3)」も参加申込書と合わせて提出すること。

※本件の事業者として選定された場合は、速やかにグループ結成にかかる協定書の写しを提出すること。

8. 企画提案書等の提出

参加希望者は期限までに下記の書類を提出すること。

(1) 企画提案書(様式自由)

すべてA4判、横書き、左綴りを基本とし、両面(表紙・目次を除く)で作成すること。また、提案書にはカバー等せず、ホッチキス止めで提出すること。

提出にあたっては、下記内容を含むものとする。

(ア) 学生寮管理運営に対する基本的な考え方について

どのような視点で学生寮を管理運営していくのか、また高校生の食事についての考え方や留意する事項、個人情報保護に対する考え方についても記入すること。

(イ) 食中毒・異物混入等の事故を防止する対策について

事故(食中毒、異物混入)に対する対策について記入すること。

(ウ) 給食業務・清掃業務従事者に対する研修計画・代替体制について

人材育成に対する考え方、調理技術を含む研修内容、回数を記入すること。また、常勤者が休暇等を取得する場合の代替従事者の確保や急に従業員が辞めた場合の後任者をどのように確保するのかについても具体的に記入すること。

(エ) 業務実績について

本業務と同様の業務等の実績について記入すること。

(2) 経費見積書(様式自由)

見積金額総額及び明細(消費税及び地方消費税を含んだ金額)

※税込みの金額が上記3の本事業の予算額の範囲内であること。

9. 提案書・見積書の提出

(1) 提出先・提出時期

北九州市立高等学校 事務室

北九州市戸畑区浅生1丁目10番1号

令和6年3月26日(火)午後0時まで必着

※期間を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※提出時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

(2) 提出方法

持参又は郵送(期限内必着)

※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「企画提案書在中」と記載してください。

(3) 提出部数

正本1部

所在地、商号及び名称、代表者名を記載すること

副本5部 提案者名が分からないようにしてください
(所在地、商号及び名称、代表者名も記載しないこと)
企画提案書にはカバー等をせず、ホッチキス止めで提出すること。
なお、企画提案書等の提出後、差し替え及び追加は認めません。
※グループの場合は、代表事業者が提出することとし、企画提案書の中で、各構成員の役割が具体的にわかるように記載すること。

10. 試食会

(1) 日程

令和6年3月27日(水)(予定)

※正式な日程・時間等は後日調整の上、参加希望者に連絡する。

(2) 会場

北九州市立高等学校調理室

(3) 内容

- ①参加業者が自社の調理室等において調理し、晩飯・朝飯それぞれ2食分持参したものを各委員が試食する。(学校調理室において温め、盛り付け等の作業をしても構わない。但し調理は不可)
- ②評価の観点は、スポーツ選手に必要な栄養素を考慮し、「味付け・分量・色彩・品数」の4項目とする。
- ③試食品には、調理業者名を特定する表示は一切行わない。(評価者が特定の業者を優遇又は冷遇する恐れを排除するため)
- ④試食に使用する器は、学校食堂備品を使用し、参加企業全て同じものとする。(試食品を公平に評価するため)
- ⑤試食会への業者の立会いは不可とする。
- ⑥試食品提供に関する費用は、全て参加者の負担とする。
- ⑦試食品の提供にあたっては、内容の条件提示をあらかじめ仕様書で行う。
- ⑧主菜1皿、副菜1皿、汁物1膳、デザート or 飲料1品など
- ⑨試食品については、最低必要カロリーと、1食分の食事費用(原材料費のみ、光熱水費・人件費を含まず)を仕様書において提示する。
- ⑩寮の備品や調理器具を使用して見積金額の範囲内で1年間調理できる給食を試食品として提供する。
- ⑪参考として1週間分のモデルメニュー表を試食品とともに市に提出する。

11. 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書、見積書と試食会の内容に基づき、審査委員会による審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定します。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」の通り

(3) 審査委員会の開催

令和6年3月27日(水)【予定】

※参加者には令和6年3月29日(金)に結果を通知します。

※北九州市ホームページにて評価結果等を公表します。

12. 契約

- (1) 業務委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、委託料を決定します。その際、企画提案の一部を変更する場合があります。
- (2) 協議が整った場合は、業務委託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結します。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の5以上の額とします。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除します。
- (4) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理します。

13. その他、注意事項

- (1) 採用・不採用にかかわらず、本プロポーザルの企画提案に係る費用は各事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後は、修正・差し替え・再提出を不可とします。
- (3) 提出された応募書類等は返却しません。なお、提出書類を提案者に無断で使用することはありません。
- (4) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとします。(肖像権等の条件がある場合は企画提案書に記述すること)
- (5) 本プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例(平成13年12月17日条例第42号)の規定により提出書類の公開をすることがあります。
- (6) 業者決定後、企画提案書に基づき業務を実施しますが、詳細は協議し変更することもあります。

14. 問い合わせ先

北九州市教育委員会 北九州市立高等学校 担当:諫山、森
TEL:093-881-5440 FAX:093-883-3747
メールアドレス:kyou-koutou@city.kitakyushu.lg.jp